

7 章

森林環境譲与税の 活用方針



森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るための森林整備などに必要な地方財源として令和元（2019）年度から市町村や都道府県に対して譲与が開始されたものです。市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。具体的な内容としては、森林の経営管理が行われていない森林に対し、市町村が仲介役となり森林所有者と民間事業者をつなぐことで適切な間伐を促進する森林経営管理制度による森林整備や人材育成、木材利用の促進など、地域特性に応じ、市町が用途を決めていくこととなっています。

東広島市では以下の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。実施する具体的な事業については、効果の検証及び市民・地域などの意見を踏まえ、適宜見直しを行います。

森林環境譲与税の活用方針

1 森林整備の推進

- 市や意欲と能力のある林業経営者による森林経営・管理の促進 ----- 基本方針 3 (1)
- 地球温暖化や山地災害防止に貢献する森林整備の推進 ----- 基本方針 2 (1)

2 人材育成・担い手確保

- 森づくりを担う市民・地域団体における人材育成・担い手確保の支援 ----- 基本方針 2 (1)
- 地域林政支援員の雇用・研修による林務行政の強化 ----- 基本方針 3 (1)

3 木材利用の促進

- 有用樹の活用の推進に向けた産学官連携での検証・試作など ----- 基本方針 1 (1)
- 地域特性に応じた木質バイオマス利用の推進 ----- 基本方針 1 (1)

4 普及啓発

- 木や森林と触れ合う機会や地域材の活用を含む木づかいの推進による森林への理解促進・意識醸成 ----- 基本方針 1 (1)
- 施設等整備における木造・木質化の推進 ----- 基本方針 1 (2)

※森林経営管理制度：森林の経営管理が行われていない森林に対し、市町村が仲介役となり森林所有者と民間事業者をつなぐことで適切な間伐を促進する制度。広島県における対象はスギ・ヒノキ人工林とされている。

1 森林整備の推進

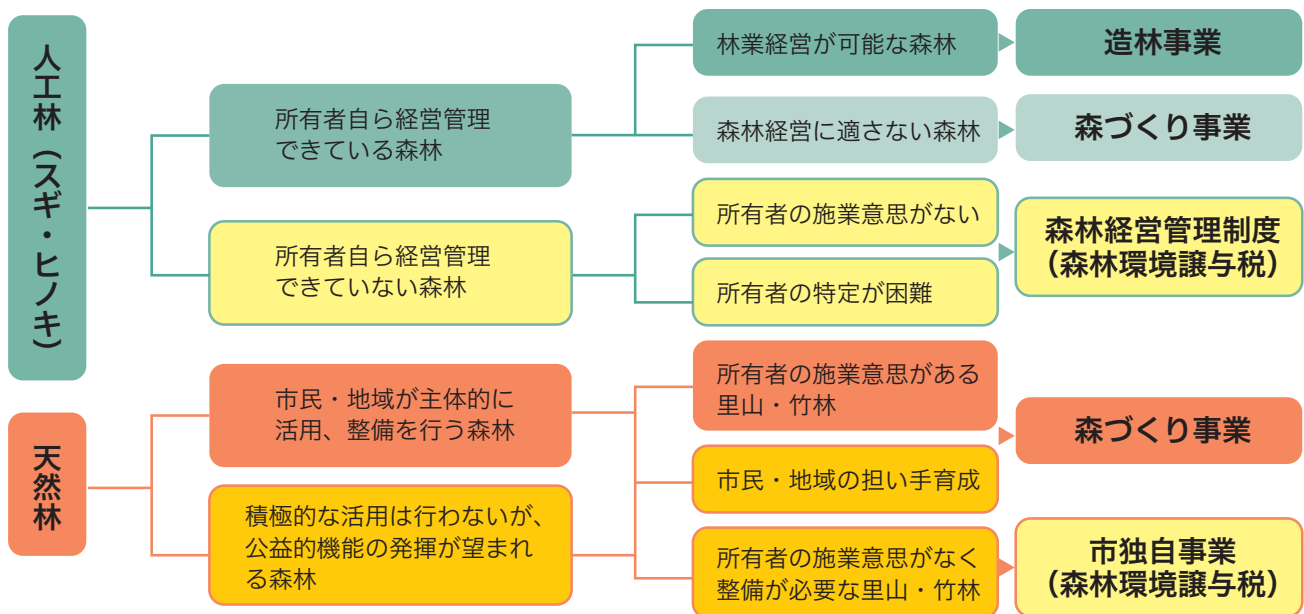
本市の私有林などでは所有者自らが整備を進めている森林（森林経営計画策定率）は1割に満たず（全国では約3割）、計画的な森林整備が進められているとは言えません。

整備が行き届かない森林所有者に対して、市や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、森林経営計画を作成している森林については、森林の整備を一層推進します。

また人工林率が低い本市では、人工林だけでなく天然林も含めて、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

森林整備について、森林環境譲与税を活用する対象となる森林は、次のフローチャートによって示される部分です。

森林整備における森林環境譲与税の適用対象のイメージ



2 人材育成・担い手確保

森づくりを担う地域・市民団体などが主導となって行う森林整備における人材育成・担い手確保について、近隣市町を含めた関係者などと連携を図りながら取り組みます。

また、地域林政支援員の雇用や研修などへの派遣により、市の林務行政の体制を強化します。

※林業経営体に関する取組は国・県が主体で実施しています。

3 木材利用の促進

全国的な傾向と異なり、市内のスギ・ヒノキの人工林は保育段階で、伐期を迎えていません。また、アカマツ林の多くは、松枯れにより広葉樹への更新途中にあります。

人工林については、将来の利用を見越した整備を推進するとともに、ネズミサシなど、新たな使途が見出されている樹種については、有用性の検証や試作など産学官民連携しての取組を推進します。

また、バイオマス産業都市構想に基づき、木質バイオマスの利活用を推進します。

4 普及啓発

地球温暖化や土砂災害の防止など森林の公益的役割や森林整備の必要性、地域資源への理解や愛着を育むためには、市民の理解、意識醸成が必要です。植樹・育樹などの活動や森林の空間利用など木や森林とふれあう機会を通じた普及啓発に努めるほか、地域材も活用した木づかいを推進します。

また、森林環境譲与税を有効に活用するため、必要に応じて基金として積み立て、施設など整備における、木造・木質化に活用します。

